

景観シンポジウム

松本市はどのような景観条例を必要としているか
— 歴史、文化を生かした街並みを持つ松本として —

2008年1月26日(土曜日)
午後1時30分～午後4時

松本市中央公民館 (M ウィング)
3階 女性ネットワーク室

既に報道されているように、松本城南側に天守閣と同じ 29.4メートルの高さのマンションが建設されようとし、松本市として景観条例を制定することで一定の制限を設けることで対応しようとしています。松本城は国宝であり、周囲の美しいアルプスの山並み、湧き水と清流、そして抜けるような碧い空とともに、松本の宝です。今回景観条例によって高さ規制のかかる場所はかつて三の丸と呼ばれ、上級武士が住まい、総堀なきあとも松本城の「城内」として長く意識されていた土地です。

今回専門家の先生から景観について基調講演を頂き、更に高さ制限を既に実施している犬山市、彦根市、そして姫路市の実情と考え方について学び、松本市の景観条例を制定するにあたり、その意義について市民の皆さんと一緒に考える機会を持ちたいと考えました。多くの皆さんの御参加を頂き、風情ある松本の景観をどのようにして守っていくのか。いっしょに考えてみませんか。

1 午後1時35分～午後2時20分

基調講演

「近景と遠景の統合～天守閣とアルプスを生かした景観創生をめざして～」
土本俊和(信州大学工学部教授)

2 午後2時30分～午後4時

パネルディスカッション

「お城地区の高さ制限 29.4mをめぐるって」
土本俊和(信州大学工学部教授)

遠藤 傳(南土井尻町 町会長・松本古城会 事務局長)

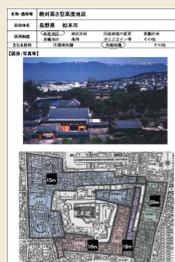
早田覚弥(中央東高砂通り周辺地区まちづくり推進協議会 会長・株式会社松柏パック 代表)

彦根市都市計画課

犬山市建築課

姫路市まちづくり指導課

野見山哲生(信州大学医学部教授、コーディネーター)



資料代
500円

問合せ先

まつもと市民環境大学事務局 丸山 〒390-8621 松本市旭3-1-1

信州大学医学部衛生学公衆衛生学講座

TEL:0263-37-2622 FAX:0263-37-3499 / matsumoto-kankyo@mbr.nifty.com

| | | | | |
|--------|-----------|------|---------|------|
| 名称・通称等 | 絶対高さ型高度地区 | | | |
| 自治体名 | 長野県 松本市 | | | |
| 活用制度 | 高度地区 | 地区計画 | 用途地域の変更 | 景観計画 |
| | 景観地区 | 条例 | ガイドライン等 | その他 |
| 主たる目的 | 住環境保護 | | 景観保護 | その他 |

【図面・写真等】



【土地柄】

松本市は長野県のほぼ中央に位置し、江戸時代から松本藩の城下町として栄え、現在も残る国宝松本城は、平城という普通の住宅地と同じ地盤レベルにあるのが特徴である。
また、中南信の商圏の中心として『商都松本』とも称され、平成14年度に竣工した12haの中央西土地区画整理事業、蔵のまち中町街なみ環境整備事業、縄手通り整備など、個性あるまちづくりが行われている。
城周辺の用途地域は、住居系の用途地域、商業地域、近隣商業地域が指定されており、昔から城の保全と開発とがせめぎあっている。

【経緯】

昭和48年から： 城の中の眺望点から、例えば「西方は仰角2°の高さ以下」に抑えるという景観指導基準による規制・誘導を行っていた。
平成11年： 指導基準を超えた県外資本の高層マンション建設計画が持ち上がり、住民の反対運動もあり、市がマンション計画用地を購入することで決着した。
この問題を機に、住民が自主的に勉強会を開催し、市も「松本城とその周辺の景観保護対策」に法的拘束力をもたせる必要があるという結論に至った。
平成13年： 高度地区の都市計画決定を行った。

【内容】

城の中から見た街並み景観、城の存在感の維持・保全。城周辺の住環境の保護。
もともと高さ制限を行っている風致地区(14.4ha、第1種8m以下、第2種15m以下)を除く32.6haについて、城の中の眺望点から見た角度による4つの区域に、15m、16m、18m、20mという高さ制限を行った。

【効果】

良い点 法的拘束力を得た。松本城の景観を守らなければならないという意思統一ができた。
悪い点 既存不適格は8棟ある。

【苦勞した、工夫した事項】

住民からの意見
「規制には賛成であり、この際エリアを拡大した方がよい。」「高さ規制と同時に建築物の意匠色彩についても規制した方がよい。」「資産価値はどうなるか？私有財産権の侵害に配慮すること。」「区域の設定は必要最小限とすること。」「活性化を優先すべき商業地域への規制は将来を見通したものとすること。」「高さ制限を理由にした他地区への市庁舎の移転は行わないこと。」など。
市の説明会の回答
「城は市の宝である。指定エリアは、社会的公共性のある最小のエリア。私有財産権を制限は公共の福祉に反しない。この規制は住民の私益にもなる。」など。

【評価】

新たに規制を超える建築物は出てきていない。今後の課題として、エリアの拡大、エリア内建築物の色彩誘導、工作物(屋外広告物含む)規制が挙げられる。

開講講座案内

- 第1回講座 2007/5/20 まつもと市民環境大学設立記念講演会 『私の考える自然との共生』 ~つなげる命のために~
- 第2回講座 2007/9/19-20 地球温暖化防止 連続講座 第1回 『森の役割を考える』 ~地球温暖化と森林生態系~
- 第3回講座 2007/10/10 『環境アセスメントってなあに』
- 第4回講座 2007/10/20 『自然と共生できるまちづくり』
- 第5回講座 2007/11/11 地球温暖化防止 『私たちに今なにができるか』

第6回講座

~~2008年1月10日(土)~~

~~地球温暖化防止 連続講座 第2回
『暮らし、ビジネスと地球温暖化防止』
~車中心の交通を見直す~~~

講師の都合により中止します

第7回講座

2008年2月16日(土)

地球温暖化防止 連続講座 第3回
『温暖化防止システムを考える』
~炭素税の役割と可能性~

□講師
諸富徹(京都大学大学院准教授)
松本市市民活動サポートセンター
午後3時~5時

問合せ先

まつもと市民環境大学

事務局 丸山

〒390-8621

松本市旭3-1-1

信州大学医学部

衛生学公衆衛生学講座

TEL:0263-37-2622

FAX:0263-37-3499

matsumoto-kankyo@mbr.nifty.com

http://dept.md.shinshu-u.ac.jp/
pmp/matsumoto-eco/